

坂井市新型インフルエンザ等対策行動計画 概要

計画の位置づけ

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づく市行動計画で、国や自治体が感染症の発生段階に応じて、取るべき具体的な対策をまとめた計画

計画の期間

令和8年度から令和13年度(6年間)

※概ね6年毎の国,県改定を踏まえ見直し

主な改定の内容

対象疾患

【感染症の分類】	【概要】
新型インフルエンザ等感染症	インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの、かつて世界的規模で流行したがその後流行することなく長期間が経過しているもの
指定感染症	当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの
新感染症	全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

記載項目	改定前計画	改定後計画
対象疾患	新型インフルエンザがメイン	新型コロナ、新型インフル以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実
発生段階の考え方	①未発生期 ②海外発生期 ③国内発生早期 ④国内感染期 ⑤小康期	3段階(①準備期、②初動期、③対応期)に分け、準備期の取組を充実。 (対応期は、感染状況に応じ、さらに4つに分ける)
対策項目	6項目 ①実施体制 ②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有 ④予防・まん延防止 (水際・ワクチン含む) ⑤医療 (治療薬・治療法、検査、保健含む) ⑥市民生活・市民経済 (物資含む)	13項目に拡充 (政府・県(保健所設置市)は13項目。市は7項目:★。新設項目に下線) ★①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベイランス ★④情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u> ⑤水際対策 ★⑥まん延防止 ★⑦ワクチン ⑧医療 ⑨治療薬・治療法 ⑩検査 ★⑪保健 ★⑫物資 ★⑬市民生活・市民経済
複数の感染拡大への対応	✓比較的短期の収束が前提	複数の感染拡大への対応 対策の機動的切替え ✓ ワクチンや治療薬の普及に応じた対策の緩和も明記 ✓ 中長期的に複数の波が来ることも想定